

(資料 3 7) 高度技能専門員制度の概要

1. 制度の趣旨

国立環境研究所において、高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成 1 4 年 1 1 月に制度化。

2. 「高度技能専門員」とは

高度の技術又は専門的な能力を有する者であって、その能力及び経験を活かし研究所の業務を遂行する。

3. 高度技能専門員の採用条件等

- i. 採用は、公募により行う。
- ii. 任用期間は、採用日の属する年度とするが、業務計画及び勤務状況等に応じ、更新することができる。
- iii. 就業条件は、国立環境研究所契約職員就業規則に定めるところによる。

4. 高度技能専門員の状況

平成 1 4 年度	1 人
平成 1 5 年度	1 人
平成 1 6 年度	2 人
平成 1 7 年度	3 人
平成 1 8 年度	1 5 人
平成 1 9 年度	3 1 人
平成 2 0 年度	8 9 人

※ 高度技能専門員は、情報・管理部門（事務部門）において高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成 1 4 年 1 1 月に制度化した。

平成 1 8 年度から、研究部門における高度な技能を有する業務も雇用の対象とした。

これは、総人件費削減の中、増大する研究ニーズに答えるために、モニタリング、観測データの処理や実験生物の飼育などの業務を高度技能専門員に行わせたことによるもの。